

さいたま市告示第917号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車等を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和8年5月22日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 18台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/05/18	南浦和駅西口	不明	C3HD8059		
2026/05/18	浦和駅東口	京都府警100227067	T25A5073		
2026/05/18	浦和駅東口	埼玉県警25-253055570	SZD008765		
2026/05/18	浦和駅西口	埼玉県警23-232822228	HL22J60152		
2026/05/19	南浦和駅西口	南千住C73253	A18AJ50404		
2026/05/19	中浦和駅	埼玉県警25-251131384	52F8614		
2026/05/19	北与野駅	埼玉県警20-201059798	WBD128L1124R		
2026/05/22	武蔵浦和駅	埼玉県警19-192477573	VF19A03813		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/05/18	大和田駅	千葉県警シ-268394	SVA324734		
2026/05/18	新都心駅西口	埼玉県警26-260815911	KZK000496		
2026/05/19	大宮駅西口	目黒B98835	WE16122435		
2026/05/19	大宮駅西口	不明	SNYE12368		
2026/05/19	岩槻駅	埼玉県警20-202989616	7J15697		
2026/05/20	岩槻駅	群馬県警31028237	T21F00825		
2026/05/21	七里駅	埼玉県警22-223940986	GC0L06437		
2026/05/21	新都心駅東口	埼玉県警24-242202759	A24AF19239		
2026/05/22	大宮駅西口	埼玉県警04-4270969	4R03426		
2026/05/22	岩槻駅	埼玉県警21-210491570	SUK053675		

合計: 18台

告示期限 令和8年6月12日